

【概要】米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案） について

1 策定の目的・背景について

本市における温室効果ガス削減のための取組につきましては、令和3年2月に策定した「第2次米子市環境基本計画」の基本目標のひとつに掲げる「低炭素社会」の実現に向けて様々な施策を実施してきました。

令和3年2月の「ゼロカーボンシティの表明」、令和4年4月の「脱炭素先行地域」への選定等を契機として市域全体における更なる取組を推進するため、「低炭素社会の実現」から「脱炭素社会の実現」へとさらなる高みを目指し、新たな目標値の設定と具体的な取組方針を定めるため、米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたします。

2 計画案の概要

（1）計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。）」第21条第4項に基づく地方公共団体実行計画であり、「第2次米子市環境基本計画」の個別計画として位置付けられます。

（2）計画期間

2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間

（3）二酸化炭素削減目標

市域から排出されるCO ₂ 排出量 (千t-CO ₂)	地球温暖化対策実行計画の 目標値	第2次米子市環境基本計画の 目標値（参考）
2025（令和7）年度	755 以下 (平成25年度比38%以上削減)	1,055 (平成25年度比17%削減)
2030（令和12）年度	637 以下 (平成25年度比48%以上削減)	未設定

(4) 計画の基本方針

「地球温暖化対策推進法」及び「米子市第2次環境基本計画」と整合性を図り、6つの基本方針を定めます。

基本方針	概要
(1) 再生可能エネルギーの導入推進	地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、再生可能エネルギーを活用し、地域経済の活性化と地域課題の解決を目指します。
(2) 省エネルギー化の推進	日常の家庭生活や事業活動における省エネ行動・対策についての普及啓発や、無理のない省エネ活動の実践、省エネ機器の導入を推進することで、CO ₂ の排出量を削減し、脱炭素社会の実現を推進します。
(3) 循環型社会の形成	4R（断る・発生抑制・再使用・再利用）に関する一層の普及・啓発を行い、市民や事業者の意識向上を図ることで、ごみを減量化し、CO ₂ の排出量の削減に取り組みます。
(4) 地域環境の整備	日常生活に支障なく、CO ₂ の排出量の少ない生活が送れるように、環境に配慮した地域の環境整備を進め、環境保全や交通施策において脱炭素施策を推進します。
(5) 環境教育の推進	市民・事業者等に対して、環境活動への参加を促進するとともに、環境教育の普及・啓発や知識が向上する取組を実施し、脱炭素社会への理解促進と行動変容を促します。
(6) 気候変動適応策の推進	地球温暖化に伴う気候変動の影響による災害被害の回避・軽減に努めるとともに、いかなる気候変動の影響が生じても、適応策の推進を通じて、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

(5) 計画の推進体制と進捗管理

計画策定後は、庁内部局横断組織である「米子市脱炭素社会実現推進委員会」において、総合的・計画的に諸施策の推進・検討・進行管理を行います。また、毎年度のCO₂の排出状況や施策の進捗状況、目標の達成状況等について、市議会や米子市環境審議会に報告を行い、意見の反映に努めます。